

令 6 医 務 保 険 第 1 5 9 0 号
令和 7 年 (2025 年) 3 月 1 3 日

各医療機関の管理者 様

山口県健康福祉部医務保険課長

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
(医療広告ガイドライン) に関する Q & A について」の改訂について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班 中田
TEL 083-933-2820
FAX 083-933-2939